

令和6年度 長野県内市町村の太陽熱利用設備助成制度一覧

(令和6年4月1日現在)

		制度名称	助成制度の概要				実施期間	指定メーカー等	備考	担当部署
			方法	対象	限度額・利率	償還方法				
佐久地域	小海町	小海町ゼロカーボン促進補助金	補助金交付	(1) 補助金申請時において、市区町村が賦課する税等の徴収金に滞納がない者であること。 (2) 補助金実績報告書提出時において、町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。 (3) 町内に本社若しくは営業所等を有する法人、個人事業者、又は本補助事業完了後に町内で事業を開始することが認められる者	強制循環型 30万円限度	-	R5.4.1~	-	総務課 渉外戦略係 0267-78-5147	
佐久地域	北相木村	北相木村新エネルギー設備設置費補助金交付要綱	補助金交付	自ら居住し、又は居住を予定している村内にある住宅(店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものも含む。)に対象設備を設置する者であること。住宅の空調、給湯を行なうため設置する機器で未使用であるもので住宅部分に設置するもの。	対象費用の3分の1以内。限度額100万円。		H21~	無	総務企画課	
佐久地域	川上村	川上村太陽熱高度熱利用設置補助金	補助金交付	村内に住所を有する者又は住宅の用に共する住宅(賃貸住宅及び使用賃貸住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ているものに限る。)に機器を購入し、使用をしようとする者。	システムの設置費用の1/5(上限10万円)		H22~		産業建設課 環境整備係 0267(97)2121	
佐久地域	立科町	立科町地球温暖化防止活動補助金	補助金交付	自ら居住する住宅に設置するもので、実績報告時に町内に居住し、住民基本台帳に記録されている者。	強制循環型 10万円限度		R4.4.1~	なし なし	建設環境課 生活環境係 0267(88)8411	
上田地域	上田市	上田市地球温暖化対策設備設置費補助金	補助金交付	住宅等又に対策設備を設置しようとする市内に住所を有する者又は対策設備が設置された住宅等で販売を目的としたものを購入しようとする市内に住所を有する者	設置に要する費用の10分の1 自然循環型:上限15千円 強制循環型:上限50千円		H15~	製造業者又は販売業者の保証があるもの (1)補助金の交付の申請をした年度内に対策設備の設置を完了することができる者 (2)住宅等が自己の所有に属さない場合にあっては、所有者の承諾を得られる者 (3)市税の滞納がない者	環境部 環境政策課 0268-71-6428	

令和6年度 長野県内市町村の太陽熱利用設備助成制度一覧

(令和6年4月1日現在)

		制度名称	助成制度の概要				実施期間	指定メーカー等	備考	担当部署
			方法	対象	限度額・利率	償還方法				
上田地域	東御市	東御市住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金	補助金交付	自ら居住し、若しくは居住する予定の市内の住宅(店舗との併用住宅含み、賃貸集合住宅は除く。)に太陽熱高度利用システムを設置する者、又は太陽熱高度利用システムが設置された市内の新築住宅を購入する者	1基あたり3万円。1つの住宅につき1基まで。		H24～		未使用のものに限る	市民生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進係 0268(64)5896
上田地域	青木村	青木村住宅用太陽熱高度利用システム補助金事業	補助金交付	(1)自ら居住するまたは居住する予定の青木村内の住宅(店舗との併用住宅を含む。)に対象システムを設置するもの。	一律3万円	-	R05～	-	-	総務企画課 TEL:0268-49-0111
上伊那地域	伊那市	伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金	補助金交付	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱で定めた「既存住宅」を所有する者 ・当該年度の2月末までに実績報告書を提出できること ・施工事業者が市内に本店を有するものもしくは県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと ・以前に同種の補助金の交付を受けたことが無いこと 	設置費用の2/3(上限60万円)		R4.10～			市民生活部 生活環境課 自然エネルギー推進係 0265-784111 (内線2212)
上伊那地域	駒ヶ根市	えがおポイント制度	5000円以上の機器導入に対し、地域通貨のポイント交付(1P=1円)	市内に住所を有する者	1件につき5,000ポイントを交付		H27年度～	—		民生部 生活環境課 0265-83-2111(内線541)
上伊那地域	箕輪町	箕輪町ゼロカーボン推進補助金	補助金交付	<p>(1) 自ら居住する既存住宅に補助対象設備を設置し、実績報告書提出時点において当該既存住宅に住所を有すること。</p> <p>(2) 設備を設置する既存住宅は、一戸建ての専用住宅であること。</p>	補助対象経費(設備費及び工事費)の3分の2以内(上限60万円)		R6.4～	なし		総務課ゼロカーボン推進室 0265-79-3144

令和6年度 長野県内市町村の太陽熱利用設備助成制度一覧

(令和6年4月1日現在)

		制度名称	助成制度の概要				実施期間	指定メーカー等	備考	担当部署
			方法	対象	限度額・利率	償還方法				
上伊那地域	飯島町	飯島町地球温暖化対策設備設置補助金	補助金交付	①所有する町内の住宅に対象設備を設置する者 ②対象設備を設置する住宅に5年以上継続して住所を有することができる者 ③対象設備に関して町の補助金の交付を受けていない者 ④町税等を滞納していない者 ⑤暴力団員等ではない者	設置費の1/10以内(限度額3万円)		R5年度～		住民税務課生活環境係 0265-86-3111(内線155)	
上伊那地域	南箕輪村	南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置事業(太陽熱利用施設)	補助金交付	自ら居住する村内の住宅に未使用の太陽熱利用施設を設置する者	設置費用に10%を乗じた額 限度額4万円		H21.4～		住民環境課生活環境係 0265(72)2106	
南信州地域	飯田市	飯田市太陽熱温水器設置補助金	補助金交付	飯田市内で太陽熱温水器を設置した者	設置に要した費用の総額の5分の1 上限3万円		R6.5.15～ R7.2.28 ※年度単位での受付	詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照	市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473	
南信州地域	松川町	松川町住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付要綱	補助金交付	自ら居住する、または居住する予定の町内の住宅もしくは敷地内に対象システムを設置する者	設置費用(補助熱源施設に係る費用は除く)の1/5 上限5万円		H28.4.4～		住民税務 環境係 0265-36-7046	
南信州地域	高森町	高森町住宅用太陽熱温水器設置補助金	補助金交付	現に自ら居住する住宅若しくは敷地内に対象システムを設置する者	設置費用(補助熱源施設に係る費用は除く)の1/5 限度額3万円	-	H21～	-	環境水道課 環境係 0265(35)9409	
南信州地域	阿南町	住宅用太陽熱温水器設置補助金	補助金交付	町内に住所があり、太陽熱温水器を阿南町内の自宅に設置すること。世帯の全ての方が税金や使用料の滞納をしていないこと。	設置費用の3分の1(上限5万円)		H31～		建設環境課 環境水道係 0260-(22)4053	
南信州地域	阿智村	阿智村環境に優しい住宅設備導入補助事業	補助金交付	村内に住所を有する者又は事務所を有する法人若しくは団体で、村税等の未納がないこと、設置場所が村内であること	太陽熱温水器設備導入に要する直接的経費の1/3以内 限度額(一体型)5万円		H21.10～		環境課 環境係 0265-43-5513	
南信州地域	下條村	下條村太陽光発電システム等設置事業	補助金交付	建物の屋根等に設置され、太陽光エネルギーの集熱器により吸収して温水を作り、建物に供給する機器をいう。	太陽熱温水器は、事業費(税込み)へ5分の1を乗じて得た額とし上限額を10万円とする。		R4.4～		振興課 建設係 電話:0260-27-2311 Fax:0260-27-3536	

令和6年度 長野県内市町村の太陽熱利用設備助成制度一覧

(令和6年4月1日現在)

		制度名称	助成制度の概要				実施期間	指定メーカー等	備考	担当部署
			方法	対象	限度額・利率	償還方法				
南信州地域	喬木村	住宅用太陽熱温水器設置補助金交付事業	補助金交付	自ら居住する村内の住宅に太陽熱温水器を設置しようとする者	設置費1/3以内 限度額5万円		H24.4～	なし		生活環境課 環境林務係 0265-33-5127
松本地域	松本市	住宅用温暖化対策設備設置補助金	補助金交付	(1) 実績報告をする時点において、申請者が市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 申請者自らが居住するための、市内の既存住宅に対象設備を設置しようとするもの(新築住宅は対象外) (3) 市内に本店、支店、営業所等を有する事業者設置を依頼する者。 (4) 申請年度内に事業を完了し、実績報告書類を提出できる者 (5) 市税の滞納が無い者	・高効率給湯器等のうち太陽熱利用設備(自然循環型)の設置へ4万円/基 ・高効率給湯器等のうち太陽熱利用設備(強制循環型)の設置へ8万円/基 ・他の省エネ改修(開口部断熱改修、LED照明設備設置、高効率給湯器等)の補助額と合計し、限度額20万円。		H29～	3年以上のメーカー保証がある製品		申請受付について: 住宅課 0263-34-3246 補助金制度について: 環境・地域エネルギー課 0263(34)3268
松本地域	安曇野市	安曇野市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金	補助金交付	・自らが居住するための市内の住宅に対象設備を設置しようとする者。 ・実績報告書の提出時において、対象住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票に記録されている者	1申請当たり5万円(一律)		R5～			市民生活部 ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 0263(71)2085
松本地域	生坂村	生坂村地球温暖化防止対策設備設置費補助金	補助金交付	(1) 村内に住居登録をし、実際に居住していること。あるいは交付決定までに住民登録を完了し、実際に居住できること。 (2) 自ら居住する住宅に補助対象設備を新たに設置した者、及び村内において自ら居住するために補助対象設備の設置された新築の住宅を購入した者。または、中古の住宅の購入に併せ補助対象設備を設置した者。 (3) 村税等の滞納がないこと	設置費用の3分の1 限度額5万円		R4.4～			住民課 生活環境係 0263(69)3113
松本地域	朝日村	朝日村太陽熱温水器設置補助金交付要綱	補助金	(1) 村内に住所を有し、かつ、自らが居住している村内にある住宅(店舗付き住宅を含む。)に新たに対象製品を設置するもの、又は設置してあるもの (2) 村税等の滞納がない者 (3) 同一世帯において、申請する対象製品と同一の対象製品に係るこの要綱による補助金の交付を受けたものがないこと。 (4) 買い替えの場合は、買い替え前の対象設備を15年以上使用していること。	工費の4分の1 上限5万円		R5.7	なし		建設環境課 上下水道環境係 0263(99)4103

令和6年度 長野県内市町村の太陽熱利用設備助成制度一覧

(令和6年4月1日現在)

		制度名称	助成制度の概要				実施期間	指定メーカー等	備考	担当部署
			方法	対象	限度額・利率	償還方法				
北アルプス地域	大町市	ゼロカーボン住宅推進リフォーム支援事業	補助金交付	市内にある個人所有の住宅で、市内に住所のある所有者またはその家族が自ら居住する住宅に太陽熱温水器を設置しようとする者で市税等を滞納していない方	対象工事費の20%以内、上限20万円(居住誘導区域内※は30万円)、千円未満の端数切捨て		R5～	中古品は除く	建設課建築住宅係 0261-22-0420 (内線694)	
長野地域	須坂市	新エネルギー導入設備設置費補助事業	補助金交付	市内にある自ら居住している住宅又は居住する予定の住宅に新たに新エネルギー導入設備を設置する者であること また、以下に該当する者 (1)法人でない者 (2)すでに市から同種の補助金の交付を受けていない (3)市税の滞納がない者 2 前項の規定にかかわらず、長野県から同種の補助金の交付を受けることができる場合は、この補助金の交付を受けることはできないものとする。	対象経費の5分の1の額。上限30,000円		H27～	中古品は除く	市民環境部生活環境課 026(248)9019	
北信地域	山ノ内町	山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金交付事業	補助金交付	町内にある自ら居住している住宅若しくは居住する予定の住宅で使用するために補助金の対象となる設備を設置する者	【自然循環型・強制循環型】 対象経費の5分の1以内(5万円上限)	-	R6～	-	未来創造課 地域創造係 ゼロカーボン推進室 0269(33)3113	

※実施自治体の並びは市町村コードの若い順

※補助金額等変更されている場合がありますので詳細は各市町村申請窓口を確認してください。